

兵高教組

# 確定速報 8号

2016年1月25日 調査情報27号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : [honbu@hyogo-kokyoso.com](mailto:honbu@hyogo-kokyoso.com)

## 給料月額、地域手当、一時金の差額 臨時県議会(2月1日)で可決後、速やかに支給

年末の確定闘争では、4551筆の署名を背景に、給料表の改善、地域手当や勤勉手当の引き上げなどを勝ちとることができました。

しかし、すでにお知らせしたとおり、賃金改善による私たちの「差額」はいまだ支給されていません。それは、安倍首相が、憲法53条が規定する議員の要請があるにもかかわらず、年末の臨時国会を開催しなかったため、国家公務員の賃金が決まらなかったからです。ただ、本来、国家公務員の賃金改善が行われなければ、地方公務員の賃金改善ができないということではなく、先延ばしされているのは、「国を待って行うべき」という総務省による地方自治への「圧力」によるものです。

このように遅れている「差額」支給ですが、2月1日に臨時県議会が開催され、その日に補正予算案が可決されれば、可決後速やかな時期に「差額」が支給されることとなります。

### 「差額」の対象は2015年4月～2016年1月

#### 2016年2月と3月は改善された額で支給

差額については、すでに確定速報等でお知らせしてきましたが、賃金改善は2015年4月に遡って実施されるため、その改善分はまとめて支給されます。

この差額支給について県教育委員会は、「2月1日の臨時県議会で補正予算が可決すれば、速やかに支給する」ことを明らかにしました。2月の給料日を待たずに差額支給される可能性が高いため、2016年2月と3月の給料は改善された給料月額や地域手当で支給される見込みです。ですから、差額は2015年4月から2016年1月分の改善分をまとめて支給されることとなります。

#### 改善は給料月額、地域手当、勤勉手当

4月に遡って改善される賃金・手当は以下の3点です。

##### ①給料月額

20代の青年層で月200円～2800円改善

※ただし多くの教職員は現給保障されているので改善はありません。

##### ②地域手当

全教職員で月0.25%の引き上げ

##### ③勤勉手当

2015年6月と12月の勤勉手当を年間0.1月改善

具体的な改善額については確定速報6号と7号を参照していただければと思います。

ただし、確定速報は年度末に差額が支給されることを想定し、2015年4月～2016年3月までをまとめて「差額」として支給されるとした試算ですので、実際の支給額は確定速報での試算額より、少し少なくなります。

#### 「戦争法」反対に向けての「200万署名」を全ての職場から集めきりましょう！

全国各地で「200万署名」の取り組みが進んでいます。「教え子を再び戦場に送らない」ために署名へのご協力お願いします。家族の署名もぜひ！

